

## 田原市燃料電池自動車購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、田原市環境基本条例（平成8年田原町条例第18号）第10条の規定に基づき、燃料電池自動車を導入する者に対して田原市燃料電池自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民等のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境と共生する豊かで持続する地域「たはらエコ・ガーデンシティ」の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 水素と酸素を化学反応させることにより発生する電気により作動する原動機を有する自動車（その所有者又は使用者が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けたものに限る。）をいう。
- (2) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、個人又は事業者で、それぞれ別表に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者による燃料電池自動車の購入とする。

### (補助金額等)

第5条 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、予算の定める範囲内で、燃料電池自動車の車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、20万円を限度とする。

2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、各年度、補助対象者1人につき1回とする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、初度登録の日から起算して2月を経過する日と当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市燃料電池自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）自動車検査証の写し

（2）車両購入に係る領収書の写し（分割払いにより購入した場合は、分割払いに係る契約書等の写し）

（3）車両本体価格が記入されたものの写し

（4）市税の滞納がないことを証明する書類（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

（5）個人の場合にあっては住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

（6）事業者の場合にあっては履歴事項全部証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）（田原市の住所が記載されない場合は、事務所等が市内に1年以上有することが確認できる書類）

（7）その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに審査及び調査を行い、適當と認めたときは、補助金の交付の決定及び補助金額の確定（以下「交付決定等」という。）をする。

2 市長は、交付決定等をしたときは、田原市燃料電池自動車購入費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定等に条件を付すことができる。

（交付決定等の辞退）

第8条 交付決定等を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を辞退しようとするときは、田原市燃料電池自動車購入費補助金交付決定等辞退届（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

2 前項に規定する届があったときは、市長が当該届を受理した日をもって交付決定等はその効力を失う。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助事業者は、田原市燃料電池自動車購入費補助金請求書（様式第4号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定等を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定等を取り消したときは、田原市燃料電池自動車購入費補助金取消通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、第8条の規定による交付決定等の辞退を受理した場合又は前条の規定により交付決定等を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しないときは、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）第13条の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（他の支援制度との関係）

第12条 補助金の申請及び交付に当たっては、国、県その他の団体が実施する支援制度による給付等を受けることを妨げない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、田原市補助金交付要綱に定めるところによる。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象者 の区分	補 助 対 象 者 の 要 件
個 人	<p>1　自ら使用する目的で燃料電池自動車を購入する者で、初度登録をする時点において1年以上田原市に住所を有するもの</p> <p>2　燃料電池自動車の自動車検査証に記載される所有者（所有者と使用者が異なる場合は、使用者）であること。</p> <p>3　市税の滞納がない者</p> <p>4　たはらエコチャレンジ宣言に登録している者</p>
事 業 者	<p>1　事業の用に供し、自ら使用する目的で燃料電池自動車を購入する法人で、初度登録をする時点において1年以上市内に事務所又は事業所を有するもの（リース事業者を除く。）</p> <p>2　燃料電池自動車の自動車検査証に記載される所有者（所有者と使用者が異なる場合は、使用者）の住所又は使用の本拠の位置が田原市内であること。</p> <p>3　市税の滞納がない法人</p> <p>4　たはらエコチャレンジ宣言に登録している法人</p>